

第3回森林づくり条例検討委員会会議録

- | |
|--|
| (1) 日 時：平成23年1月21日(金) 14時～16時30分 |
| (2) 場 所：対馬市役所 別館大会議室 |
| (3) 出席者：小島多鶴子会長、佐藤宣子委員、原嶋理恵子委員、西山雅之委員
小島博實委員、小宮伸之委員、細井尉佐義委員、松尾尚洋委員
梅野善弘委員、水崎進介委員、棧原久之助委員、永留浩委員
上原正敏委員、長郷泰二委員、松原敬行委員、小松勝助委員
【計 16名】 |
| (4) 欠席者：大石辰慶委員、山口清継委員、比田勝尚喜委員 【計 3名】 |
| (5) 事務局：農林振興課【増田課長、八島係長、西川係長、西山技師】 |

【会 議 次 第】

- (1) 開会
- (2) 新規委員紹介
- (3) 前回検討会会議録公表状況
- (4) 条例策定に係る他公共団体調査結果報告
- (5) 条例（たたき台）に対する協議・意見交換
- (6) その他
 - 1) 次回以降のスケジュール
 - 2) その他
- (7) 閉会

≪検討会内容≫

(1) 開会

会長挨拶により開会。

事務局より、C、G、P各委員より、欠席の通知があった旨を報告。

(2) 新規委員紹介

市役所内異動により市民生活部長が新規委員に就任。

Q委員	平成23年1月1日付で異動したので、着任したが、対馬市は環境に特化していこうとしている。今後は力を合わせながら進んでいきたい。
-----	---

(3) 前回検討会会議録公表状況

事務局より説明。

(4) 条例策定に係る他公共団体調査結果報告

事務局より調査結果説明後質疑応答。

事務局	<p>他団体の森林づくり条例関連資料（森林づくり計画や白書等）について、希望される委員には詳細を配布します。</p> <p>既に策定されている他公共団体をみると条例策定だけでは取り組みが進んでいない団体が目立ち、条例を補完する実施計画等を策定している公共団体においては、独自の制度、取組みをおこなっていることから、本市においても条例を補完するものが必要だと思われる。他団体の参考できる点は参考にし、不足分は市独自に策定する必要がある。</p>
K委員	<p>山形県南陽市について、企業と協定を結んだとのことだが、企業側のメリットはなにか。企業を協力させるインセンティブは？</p>
I委員	<p>長崎県でも『企業の森林づくり』は行われている。具体名で言えばトヨタだが、県営林の整備費用を企業が負担する形である。これはCSR（企業の社会貢献）の一つとして行われており、環境に対する取り組みをPRし、企業精神を訴える活動である。例えば、CO2を大量に排出する石油関連企業にはその傾向が強いが、環境事業に売り上げの一部を寄付したりし、企業イメージをよくしようとする。</p>
K委員	<p>市有林や個人有林でも枠組みを設けたりして企業が参入しやすくするやり方もあるのではないかと。</p>
事務局	<p>大手企業も取り組んでいることから、生物多様性とからめて考えていきたい。南陽市についてであるが、環境税などの県のバックアップもCSRが盛んなことと関係があると思われる。I委員が発言されたように、イオン財団などは社会貢献活動に積極的である。</p>
L委員	<p>具体的な数字が入っていない。数字がない経営は成り立たない。計画も放置される。新聞に書いてあったが、炭素の活用について。石油が枯渇すると、炭素を使うようになると書いてあった。炭素を使うなら、これだけ山があるので使える。政府は対馬を通り越して韓国に進出している（※1）。その辺りについての見解はどうか。</p>
事務局	<p>おそらく、条例の内容について触れているとおもうが、二酸化炭素の吸収（排出権利用）についての話か。</p>
L委員	<p>吸収ではなく、利用について話している。吸収も大事だとは思いますが、炭素の活用である。（バイオマスのことか）政府はそのことで韓国に進出したと新聞に書いてあった。</p>

事務局	既に条例のたたき台の検討の方に入っていると思うが、配布しているたたき台はあくまでも案であるので、各委員に意見を諮り必要だとなれば当然記載する。詳細については後で別途時間を設けるので上原委員にはそのとき意見を聞かせて欲しい。
L委員	政府は資金を出して韓国に進出した。レーヨン（※2）を作るのも決めたばかりに東洋レーヨンが持って行った。

※1：下 URL の記事のことだとおもわれる。（最終頁に参考資料として添付）

① (<http://www.sankeibiz.jp/business/news/110118/bsc1101181048007-n1.htm>)

※2：政府の支援は確認できないが、もし政府が金を出しているとすれば韓国政府であると思われる。東レはレーヨンを生産していない。

② (http://www.toyo-keizai.co.jp/news/economy/2007/13_1.php)

③ (<http://www.toray.co.jp/news/carbon/nr110117.html>)

E委員	個人所有の山林は猪や鹿により山に入れなくなっている。自分の山でも恥ずかしながらどうなっているか解らない。今後どうなっていくか不安になってくる。
L委員	燃料を樹木にしてもわずかなもので、炭素としての活用が大事ではないか。それを韓国に持って行かれたのだ。
F委員	個人山林所有者が所有の山をどうしてよいか解らない状態。そうしたときにやはり森林組合や県の林業課に相談してもらえば、いろんな方法も提示できると思う。平成 23 年度までかも知れないが未整備森林の間伐に有利な施業ができるようになっている。普通の所有者はその一歩がなかなか出ない。もっと相談してもらえばと思う。 作業処理能力が足りないというのであれば、緑の雇用制度などを活用し、同時に若手林業従事者の育成を図ればいいのではないか。

A委員	個人有林に関する問題は非常に大きい。今、森林法の見直しがされている。自分で管理できない場合は施業を長期受託や信託事業等、森林組合が纏めて管理していくことが望ましいと思う。しかし、まずは境界がはっきりしないと施業にも入れないので、明確化をしないといけないが、そのためには現在の所有者が納得しないといけない。まずは、所有者に自分の山に興味を持ってもらう必要がある。集めていただいた各所の『森林づくり条例』についてであるが、策
-----	--

	定後の施策の取り組み、具体的な計画をみると、豊田市は市民の意見をよく取り入れ、熱意が伝わる。それぞれの中身についても解ると指針になる。具体的には所有者に求めるもの、規制、助成の内容など。
事務局	詳細については過去の資料に一部掲載しているが、条例としては公共団体なので、市民の責務などを謳っているところは少ない。

(5) 条例（たたき台）に対する協議・意見交換

事務局より、条例（たたき台）の概要、要旨を説明。

～ 休 憩 ～

会長	条例たたき台に対する各人の意見を伺いたい。
D委員	JA という立場で、林業に関しては森林組合にがんばって頂きたいと思うが、一読したところ、非常に重たい制度ではないかと思う。第7条（森林所有者の責務と役割）の中身について、必要だとは思うが、そのような責務を所有者に課した場合、保全などをしていただき、それに見合った対価が得られるのか。働きに見合った収益を得られるのであれば自ずとそのような状況になるのではないか。対馬の農地を見ても、耕作放棄地が増えた原因も、経費に見合った対価を得られなかったことにあるのではないかと思う。放置林が増えたということは、森林においても似たような状況にあるのではないかと思う。これを幅広く市民に理解していただくというのは大変な作業になるのではないか。これは質問であるが、島内の森林の市、県、国有林の比率はどうなっているのか。例えば、市有林の比率が目立って高ければ、国、県については行政に任せて保全してもらえらると思うが、市有林に関してどのように保全活動を行うべきか。また、我々の世代になれば自分の所有する土地の境が解らない世代になる。地積調査もまだ終わらないなかで、どのように保全をしていくのかという思いが所有者の立場としてはある。
事務局	島内の森林の市、県、国有林の比率等、土地の構成について説明。
I委員	森林整備についてであるが、森林での仕事は、植えたり、下草を刈ったり、枝打ちをしたりまでは山主が自分でできた。しかし、成熟林になり、それをチェーンソーで伐って市場まで持って行くというのはなかなかできない。昔は自分でできた山の管理が、今はプロに任せないと資産として経済活動ができなくなっている。対馬には

	<p>一部、自分で経営している人もいるが、全国的には従事者の高齢化という要因もあり、作業自体が困難になっている。そういう意味で、面的にまとまらないと、外国産材に勝てなくなっている。七割が外国産材であるが、外国産材と競うと、コストを下げていかなければならない。そのためには面的にまとまっていないといけないので、森林組合が補助金を受領する形になっている。補助金を受けるためには1反、2反ではなく5ha以上の施業を行うところに補助事業が実施されている。ただ、森林経営にあってもっとも難しいのは計画だと思う。来年自分の山を間伐したいと思う所有者がいても、自分の山の現状も、境界も解らない場合が多い。そうすると管理のしようがないということになる。国としては境界を確定させることに力を入れているが、現況は森林整備のスタートラインにも立てていない状況で、年が経つ毎にいよいよ境界が解らなくなっていく。</p>
A委員	<p>追加であるが、森林施業者の責務については、現行の森林・林業基本法にも森林施業者の責務という言葉が謳われている。</p>
L委員	<p>私たちの年齢の人は昔行っていた山を解らない。放置型になっている山を再生するのに、市はどれくらいの支援をするのか。それと、第3条(4)に「森林を地域の活性化につなげる」とあるが、これはどのような意味の活性化なのかを聞きたい。下島はほとんど放置林であるが、どれくらいの支援をして活性化につなげるか。数字のない経営は成り立たないので、数字を出して欲しい。</p>
F委員	<p>条例というのは、国の法律でいえば本法にあたり、L委員の求める数字などは、施行令等にあたる。まだ、本法を決める段階なので、細かい数値などはまた別の段階で語られるべきではないか。L委員がおっしゃる様なことは本法が定まった後に詰めた方がいい。</p>
L委員	<p>では、活性化とはどのような意味なのか。</p>
R委員	<p>条例について、全体的に話をするのか、段階的に区切って話を進めるか決めていかないと話が広がり過ぎ、議論が迷走していく。次回からは第1条から第5条までの様に、細かく区切ってそれぞれを詰めていくべきではないか。また、条例の考え方として、最低限必要な部分はある。しかし、入れておいた方がいいというレベルの条文を入れるかとなると、どうか。骨組みとして最低限であるべき。</p> <p>事務局の方で調査し、作成した条例のたたき台としては最低限の必須事項が記載してあると思うのだが、対馬としてこれ以外に入れるべき条文を入れていく。いろいろ入れた方がいいと思う案はあるかも知れないが、あまりいろいろ入れるべきでない。</p>

事務局	<p>今回はたたき台なので、意見を集約して次回に訂正案を作りたい。活性化については、林業を地域活性の素材として認識するために記載している。また、実際にどのような支援活動を行うかは、条例を策定した後の計画の中で数字も含めて決めていく予定である。</p>
B委員	<p>いいことを書いている。綺麗な文章である。しかし、実行するとしたら綺麗な文章なだけで、その下の実務は煩雑になると思う。これを市民に発表する段階には項目毎に冊子などを作って実際にどうすればいいのかを説明しないと対応がゴチャゴチャして困るのではないか。また、これから高齢化が進行し、ある日突然山林を任されることになった場合、どうしていいか解らないと思う。島外在住者も山林を持ってはいるがどうしようもない。それが進行すると島全体に誰のものか解らない土地が増えていくと思うが、実際にどのような手続きをすればよいか解ればすごく助かると思う。条例を作るに併せて、どのような手続きがあるかを広く知らせて欲しい。また、私たちも山に入りたいとは思いますが、対馬の山には猪や鹿がいるため、グリーンパークから太田浜まで行くのも怖い。山野草も取りに行けない。陶山訥庵先生のように、何が何でも徹底的に駆除しないといけない。最後に、基金についての言及がされているが、二酸化炭素の排出権取引の収益を当て込んでいるとのことだが、実際に収益があるかも解らず、絵に描いた餅である。これは市民の役割だと思うのだが、島内の市民が、島外の人間にお願いして対馬に寄付してもらって運動をするべき。いずれにせよ、この段階では不定形で、内容がよくわからないとなんの役にも立たないと思う。</p>
事務局	<p>基金原資については、寄付制度の新設等も検討する予定である。</p>
M委員	<p>追加、修正案の提示 ※検討の結果、次回条例たたき台に反映することとした。</p>
F委員	<p>前回、責務についてはこの場だけで一方的に決めるのは問題なのではないかといったが、この案を見る限り常識の範囲しか書いていない。また、『森林・林業基本法』にも責務が明記されているのであればこの程度の表記は問題ないのではないか。だが、売却に制限を掛ける様なことになると、問題が出る。例えば、持て余した山林を海外資本が高値で購入したいと持ちかけられた場合、これを規制すると今まで行政は何もしてくれなかったのに規制だけは一方的に掛けられるという反発感情が発生する。売却、施業、伐採の制限については、規制するなら反対給付が必要になると思う。</p>
事務局	<p>責務だけを押しつけるのではなく、給付等、対案についても検討し</p>

	ていきたい。
F 委員	第10条7項について話したい。豊玉にパルプ工場が移るが、北部でも手早い現金化の為に雑木を伐ると思う。しいたけ栽培に不適な高齢木を伐る分にはいいと思うが、しいたけ栽培に適した樹齢のアベマキやコナラまで売却してしまうのではと危惧する。条例にてしいたけ産業の再生を謳うのであれば、特定の一部樹種に関しては伐採の制限を設ける必要もあると考える。
事務局	当然、山桜や玄海ツツジなど人々に癒しをもたらす面的空間等も含め、樹種毎の規制についても、皆さんの総意が得られれば、制限について盛り込みたい。
F 委員	第21条についてであるが、これに、『蜂洞等の私物を土地所有者の許可なく設置すること』も付け加えて禁止して欲しい。もちろん、常識の範囲内ではあるが、具体的に表記されていれば無断での設置に対して移動を迫りやすい。
事務局	市民向けリーフレットには記載できると思うが、この条例中に記載できるかは検討したい。
事務局 (補足)	『個人の人工物を無断で持ち込まない』程度の表現であれば可能かも知れない。私個人としては、島外の人がジジババ、春蘭、エビネなどを盗掘しているという噂もある。この辺りを含めた中で、第21条は必要ではないかと思っている。
B 委員	第6条2項についてであるが、具体的な表現を入れてはどうか。法肩から5メートルとか、10メートルは伐らずに残さないようにしないと、法肩が崩れ、石が落ちてくる。伐ってしまうと植栽しても再生は困難であるし、危険であるので。
事務局	伐採ガイドラインを策定する旨を条例に盛り込みたい。次回の検討会の折、内容を協議させていただきたい。
A 委員	やはりゾーニングの話になってくると思う。海と川と里をつなぐという話になったが、海を守るには具体的にどのくらいの範囲でどのような施業をするべきだとか、河川や道路を守る為にどれくらいの地域でどのようなゾーニングを設定するのか。例えば、このくらいまでの林地は皆伐を控えるとか。今までは国が定める三種類の区分にすべての森林をゾーニングするという現実味のないものだったが、今後は森林法の改正により、ゾーニングの内容を市独自で設定できるようになる。名称も含めて『〇〇ゾーン』など設定ができる。
B 委員	上五島に視察に行ってきたが、失われた自然を回復することの難しさを感じた。一度森林でなくなった場所は木を植えても育たない。

	極力しっかりとした島の形がある場所はしっかりと残すこと。これが大事だと思う。
A委員	大事な森林は保安林に指定すれば少なくとも固定資産税が免除されるのでこれを山林所有者に告知して欲しい。
L委員	市民が森林を利用するときに窓口は市、県、森林組合であるが、なぜ森林組合はこの場に来ていないのか。
事務局	森林組合からC委員に参加してもらっているが、インフルエンザということで欠席の報告を受けている。また、委嘱は個人であるので、代理を出席させるという性質のものでもない。
F委員	市長が委嘱した委員で構成される委員会であるので、代理人の出席というのは論外ではないか。
I委員	外国資本の山林買収について、ニュースになっているが、民主党もプロジェクト・チームを作って水源林や、国境の島の山林についての対策を練っている。森林所有者の責務にどこまで踏み込めるかは議論になるが、ニュースなどで注目もされているのでその辺りを盛り込めれば対馬らしい条例になるのではないか。
事務局	現法律下では難しいと考える。市としても現在、特区に提案中。表現を考えて盛り込みたい気持ちはある。
R委員	外国人土地法があるが施行令等がないので発効していない。それを待っていたら対馬市森林づくり条例も先に進まない。
L委員	外国資本に、私は一番先に売りたい。韓国に売って韓国旗を揚げる。国が守らないのだから行動で危機感をあおりたい。
B委員	島外の旅行者を案内すると、ほとんどの人が「対馬はほとんど韓国に買われている」との認識を持っている。実際にはそんなこともなく、島の面積からしたら1%に全く満たない程だと思うが、週刊誌の誇大広告というか偏向報道によりそのような認識が広まっている。
N委員	対馬の自然は癒しの自然として保護されなければならない。また、破壊されると再生ができないことも皆知っている。先ほどから条文について各委員が発言しているが、7月に市長に提出するとの話であるが、このままでは何年かかってもまとまりそうにない。私は、対馬鹿と対州馬の保護を盛り込んで欲しい。鹿というのは昭和40年頃、対馬にしかいない鹿だと言うことが発表された。その後天然記念物に指定されている。馬についても、対馬在来種であり、今後利用価値が高い馬だと言われている。保護されるのがいいか悪いかは別にして、この様なことを考えている。ハブを狩る為に導入した

	<p>マンガースがヤンバルクイナを補食している。ネズミをとらせる為に導入したイタチやテンも害獣になっている。中国では、稲を食べる雀を国策で駆除したところ、虫害でより大きな被害が出た。結果、雀の保護法ができたという。生物的に失敗は許されないので、おおいに検討して欲しい。このたたき台は、必要な事の10分の1しか書かれていないと言っても言い過ぎではない。裏があれば表があり、逆もある。対馬の自然を癒しの自然として。また、対馬の厳原川は昭和40年頃まで草が生え、魚もいたが、50年以降は河川改修により魚がいなくなった。これは小さなことであるが、魚がいなくなったことで何か被害が生じている。ことはEM等で元に戻る小さな問題ではない。</p>
L委員	<p>私たちの地域の川にも何もいない。砂ばかりである。</p>
O委員	<p>森林所有者の責務がやはり難点であると思う。大規模の山林所有者ほど影響が出るので、納得できるようにして欲しい。文言については別に申請する。</p>
J委員	<p>基本理念について、いいことが書いてある。循環利用については先進国であるドイツなどを目指しているのだと思うが、まだ対馬には厳しいと思う。40～50年生林での皆伐を実施されると思うが、その後の再造林放棄がもっとも危惧される。再造林を放棄された山地が全国で問題になっているのでここに言及して欲しい。保安林などである程度規制はされるが、それにも抜け道はいくらかあるので、再造林について一言記載してはいかがかと。それと、『多様な生態系に配慮した森林の保全』とあるが抽象的な言葉では具体性に欠けるので中身の充実をお願いしたい。とくに資源の循環利用には国も林業版直接支払制度を目玉としているが、搬出間伐を原則とした面的なまとまりで実施する方向性に進んでいる。その辺りとの整合性。他に、官民一体となった森林施業協定も団地形成を目指している。</p> <p>県の生産団地もある。一つに纏めた生産団地を造るべきであり、いくつも似たようなものがあればどれかは形骸化してしまう。整合性をとって試行していければいいと思う。</p>
K委員	<p>第17条の『森林づくり委員会』について、どのような頻度でどのような活動を行うかは明記していないが、例えば5年おきに計画を立てるだけではなくて、毎年計画に対する活動の評価等が必要ではないか。開催の頻度に関しても、ここ表記するかはともかく検討が必要ではないかと思う。</p> <p>第10条に市の施策が書かれているが、森林に関する制度（補助</p>

	<p>金や計画など)が複雑である。所有しているだけで管理をしていない森林所有者がかなりいると思われるので、どのような制度があるのかを普及啓発していくことも大事ではないか。</p> <p>(7)については『ブランド化』を表記してはどうか。</p> <p>他の地域の事例で、市民や企業の協定があるので検討して欲しい。</p> <p>また、これらの対策を最初から全島で実施するのは、困難であると考えられるので、ブランド化や住民との森林管理計画策定や、獣害対策を実際にやれる、効果が出るというところを他の市民に周知し、島民が語れるようなモデル地区があればいいと思う。舟志では環境省が住民と連携し、森林づくりや廃校を利用したエコツーリズムの推進などを行っている。加えて、今、環境省から対馬市自然環境推進室にお願いしている委託業務で、住民をまきこんで森林づくり計画を作ったり植生調査をしたり、間伐した森林がどのように変わるかを調査したりもしている。企業との協定という意味でも舟志地区は住友大阪セメントの社有地を借りて住民と一緒に管理している。また、昔の小学校を宿泊ができるように対馬市が改修してエコツーリズムの拠点にもしている。そのような活動の拠点になる場所をどこかに作って推進していけるモデル地区を作ればよいのではないか。</p> <p>最後に、伐採に関する制限をどのようにするか。面積や、例えば種子散布を期待して尾根部の植栽は保護する、谷部は土砂流出を期待して残す、作業道の付け方にも環境に配慮して付けるようにすること等が実現できる仕組みを整えていかないといけないのではないか。</p>
H委員	<p>具体的な意見ではないが、期間もなく、農漁業従事者も含め様々な立場の人に負担を強いる条例になるとは思うが、妥協をしないで本当に意味のあるものを作らないと次代につながるものにはならない。他自治体の条例をみてもどこも同じような議論をして、落ち着くべきところに落ち着いたのだろうとは思いますが、それでも妥協せずに意味のある条例を作りたい。</p>
事務局	<p>当然、様々な人の意見を聞き、市民の周知を十分に図って策定しないと意味が無いと考えている。予定では、平成23年9月議会への上程を目標としているが、場合によってはずれ込む可能性はあると思っている。</p>
A委員	<p>伐採の方法を見せてもらったが、所有者と業者に理解を得ない具体的な進展はない。策定にいたるまで、しっかりと意見を聴取す</p>

	ることが重要。条例の下に作る森林づくり基本計画と、国でも市町村森林整備計画を使えるものにしていこうという動きがあり、その中に市独自のゾーニングなどを書き込まなければならない。その辺りの整合性をうまく図らないといけない。計画後の評価についてであるが、変化についてのモニタリングが必要であるので市の責務として GIS 等の情報整備にくわえ、事業評価ができるモニタリング効果マッピングなどを表記した方がいいと思う。
E 委員	生物多様性などについていろいろ書いているが、海中資源も枯渇した場合、再生は非常に困難である。生活する上で極力合成洗剤などの使用は押さえて欲しい。
B 委員	長崎森林環境税についての説明、周知

(6) その他

1) 次回以降のスケジュール

事務局	<p>《今後のスケジュールについての説明》</p> <p>林業生産者の意見聴取の機会については、今後条例案がある程度固まった後、開催する旨報告。</p> <p>4月以降は、条項毎の具体的協議になるので、ご苦勞をおかけするが検討会の回数を増やしていくことを報告。</p> <p>一定の形になったらパブリックコメントを募集。</p>
-----	--

2) その他

事務局	ツシマヤマネコ野性復帰シンポジウムの開催周知
-----	------------------------

(7) 閉会

事務局（増田）によりお礼等を含め閉会宣言。
 次回検討会は3月中に島内委員のみで開催予定。

以上により終了

※注1

東レ、韓国に炭素繊維工場建設へ 中国にらみ供給強化

2011.1.18 05:00

東レは17日、炭素繊維の新工場を韓国に建設すると発表した。投資額は約630億ウォン(約50億円)で、近く着工し、2013年1月に稼働させる。従来は全量を日本から輸出してきたが、鉄よりも軽くて丈夫な高機能繊維として産業用やスポーツ向けの需要が拡大する中、現地に拠点を設けて供給体制を強化する必要があると判断した。東レの炭素繊維工場は日本と米国、フランスに次いで4カ国目。

新工場は、韓国の全額出資子会社「東レ尖端素材」(ソウル市)が慶尚北道亀尾市の亀雄第3工場内に建設する。生産能力は年2200トンで、天然ガス車の燃料タンクや列車の構造材、ゴルフクラブのシャフト向けに原糸を生産する。

韓国国内向けに加え、軍事関連への技術転用を防ぐために現地生産ができない中国向けの輸出拠点としても活用し、拡大するアジア需要を取り込む。

東レは昨年4月に韓国事業の中長期ビジョンを発表。20年までに総額約2000億円を投資し、炭素繊維の工場を設ける方針を打ち出していた。

今回の工場建設は、コスト競争力を強化する上で韓国の法人税率が日本に比べ低く、先端素材の国産化を政府が全面支援していることも決定を後押ししたとみられる。

世界同時不況で急減していた需要が戻り始めた中、東レは愛媛工場(愛媛県松前町)で年1000トンの能力を持つ生産設備の建設工事を再開し、12年9月に稼働させると11日に発表したばかり。韓国の新工場と合わせ、全体の生産能力は2万1100トンに拡大する。積極的な投資により、東レを含めて世界シェアの約7割を分け合う帝人傘下の東邦テナックスや三菱レイヨンに差をつけたい考えだ

※注1

韓国で炭素繊維の本格事業化を決定

一年産 2,200トンの量産工場建設 2013年稼働開始

東レ株式会社(本社:東京都中央区、社長:日覺昭廣)および Toray Advanced Materials Korea Inc.(大韓民国ソウル特別市、社長:李泳官、東レ 100%出資、以下「TAK」)は、このたび、韓国に炭素繊維の量産工場を建設することを決定しました。

新工場は、世界ナンバーワンの品質競争力を持つ東レの最新鋭技術を導入し、約 630 億ウォン(約 50 億円)を投じて、TAK の亀尾第 3 工場(慶尚北道亀尾市)に建設します。生産能力は年 2,200 トンで、2011 年初に着工、2013 年 1 月の稼働開始を計画しています。同社では、産業・スポーツ用途で業界のデファクトスタンダードとなっている高強度普通弾性率糸を生産します。

TAK では、韓国における炭素繊維の需要拡大を睨み、2010 年 1 月から専任の販売・マーケティング組織を設置して国内需要の開拓に取り組んでいます。今回の量産工場建設を機に、スポーツ用途から一般産業用途にわたり幅広く、韓国国内のお客様と一体となって炭素繊維複合材料の市場開発を加速していきます。

韓国ではこれまで炭素繊維をほぼ全量輸入に依存してきましたが、今回の TAK における新工場の建設により国産化が実現し、安定した供給体制が確立されます。これにより、韓国・中国を中心としたアジアで急速に拡大している炭素繊維需要に確実に対応してまいります。また、TAK での炭素繊維国産化は、韓国政府が推進する「グリーン技術産業」の育成政策を後押しし、韓国経済の発展に寄与するものと考えています。

東レは今後、成長分野と成長国・地域における積極的な事業拡大の推進による企業成長を目指し、特に地球規模の課題としてますます重要となる、環境問題の解決に貢献する「グリーンイノベーション」事業の技術開発と事業拡大を推進していきます。

東レは炭素繊維“トレカ”複合材料を「グリーンイノベーション」に貢献する当社先端材料と位置づけ、今後成長が見込まれる「環境・エネルギー」分野、「高級スポーツ」分野および「自動車・航空機」分野を中心に製品開発を加速する一方、日・仏・米に韓国を加えた世界四極生産体制によるグローバルオペレーションを推進することで成長市場の取り込みを図り、炭素繊維複合材料事業のさらなる拡大を目指します。

※注2

＜韓国経済＞韓国進出日本企業インタビュー・競争から共創へ 第13回 ～東レ専務 小泉 慎一氏～

——東レが韓国に進出したいきさつは。

当社はレーヨン繊維の製造から出発した会社だが、戦後、デュポンがナイロンを発明して合成繊維の時代が到来した。そこで当社もナイロン、ポリエステル、アクリルの3大合繊を事業化し、1960年代には輸出市場の拡大を図った。当時、アジアでは、韓国、香港、台湾が最大の顧客で、韓国では三慶物産を通じてナイロンを輸出していた。

そのうち同社から自国でナイロン長繊維の生産をやりたいので協力してほしいという依頼があり、63年に三慶物産とケムテックス社が合併で設立した韓国ナイロンに技術ライセンスを供与した。その後、三慶物産からポリエステルにも進出したいという意向が示され、東レと三井物産が資本参加して69年に韓国ポリエステルを設立した。こうして韓国でナイロンとポリエステルの量産が始まった。この2社は、81年に統合され、コーロンに生まれ変わった。同社の上場などにより、当社の出資比率は現在13%程度まで減少してきているが、トップの定期的な交流が続いており現在でも非常に良好な関係にある。

さらに、69年当時サムスの創業者である李ビョン Chol様から当社の田代名誉会長に対して、ポリエステル繊維事業を是非一緒にやりたいというご提案があり、72年に第一毛織と合併で第一合繊を設立、第一毛織の慶山工場を買収してポリエステル繊維の事業を開始した。

——東レは韓国で多くの事業を手がけているが、成功例は。

韓国には現在関係会社が7社ある。成功例の一つとして、電子材料を手がけるサムスン電子との合併会社STECOとサムスン電機との合併会社STEMCOがある。

また、アジア通貨危機の際、業績が悪化したセハンが、構造改革の一環としてポリエステルフィルム、ポリエステル繊維、スパンボンドの事業を東レで引き受けてくれないかと打診してきた。そこで合併事業にしましょうと提案し、支援することにした。当時はポリエステル事業で中国が台頭し、フィルムも供給過剰だったため社内に反対の声もあったが、苦境にあるときは助け合おうと考えて決断。合併で設立した東レセハ

ンは、IT産業の隆盛と共に電子材料の需要が拡大し、立派な会社に成長してきている。

——合併会社が成功した秘訣はなにか。

特に秘訣ということではないが、パートナーのサムスンやコーロンと永年トップ同士の交流が続き、強い信頼関係ができていくことが大きな財産になっている。出資比率は経営環境の変化などにより変化していくが、こちらの出資比率が多い場合でも、常に対等の気持ちで協力関係を維持してきており、また合併会社のトップには必ず韓国の方を起用している。

韓国での事業は利益率も高い。東レは海外 21 カ国で事業を展開しているが、海外売上7000億円のうち中国が 20%、韓国が米国とほぼ同じ 15%を占める。

我々は、自分だけで技術を独占することは、産業界の発展につながらないと考えている。われわれの技術を使って隣人の韓国が発展することによって、産業全体が底上げされ、新しい市場が生まれる。こういう東レの精神が韓国政府に認められ、当社の前田勝之助・名誉会長に日本の民間人として初めて金塔産業勲章が授与されたことをとても誇りに思っている。

——今後の韓国での事業展開は。

韓国は、自動車、ITなどでグローバルに事業展開しており、韓国に部材を供給すると、それが製品化されてアジアや欧米に行く。韓国とのつながりを通じて、他の地域にも展開できるというのが韓国市場の魅力だ。

東レとサムスンは、新しい取り組みとして5年前から互いの強い分野を生かし、何か新しい事業ができないかということで、分野別にテーマを出し合って、材料やデバイスの新商品開発に乗り出している。2005年から5年間で韓国に4億ドルを投資することを決め、そのための新工場を亀尾に建設して事業拡大中であり、今後韓国との関係はさらに深くなるだろう。

さらに、来年は韓国に研究所を設立する計画だ。韓国には技術系の優秀人材が豊富で、目標を設定して開発を推進し、また決められた期限までに研究成果を製品化する能力が非常に高い。こういった韓国の人材に東レグループ会社の研究開発機能の中核を担ってほしいと思っている。

——今後、日本と韓国がともに繁栄していくにはなにが必要か、提言をお願いします。

日本と韓国の貿易は、この5年で7割くらい増え、それにつれて、韓国の対日赤字も増大している。この原因は、韓国の素材・部材産業の規模が大きくないため、サムスンにしても、成長すればするほど、日本からの輸入が増える。そこで、輸出するのではなく、こちらから韓国に出て行って現地で作って供給する。日本が持っている強さを韓国で生かして韓国の産業の需要に応えていくことが大事だ。

将来の東アジア共同体を見据え、最先端にある韓国と日本が率先して他国の手本になるような経済連携の枠組みをつくらなければならない。しかし、いまの政治状況を見ていると実に歯がゆい。産業界も行動を起こすべきだろう。

日本と韓国の繊維産業連盟は、毎年会議を開いてそれぞれの課題を話し合っているが、今年10月の年次会議で、政治決着を待たずに、産業界が率先して繊維独自のFTA(自由貿易協定)の話し合いを推進することに合意した。こういう行動が他の産業にも波及すれば、政府も必ず動くだろう。